

令和5年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和5年4月26日（水） 午後2時00分から午後3時05分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 立岡 秀寿 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 藤田 浩二 委員 池田 吉希
事務局出席者	教育部長 袖口 浩幸 次長（総務・管理担当） 松本 忠 次長（社会教育担当） 松下 泰也 次長（スポーツ担当） 福井 厚司 次長（学校教育担当） 村地 昭彦 理事員 平井 茂治 教育総務課長 田原 聖史 学校教育課長 松岡 和子 社会教育スポーツ課長 伊東 正樹 歴史文化財課長 前田 正 教育総務課係長 西川 蓉子
書記	教育総務課長補佐 神山 和夫
傍聴者	1名

議決・報告事項は次のとおりである。

## 1. 会議録の承認

- (1) 令和5年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

## 2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和5年度教育委員会事務局組織体制について
- (3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

## 3. 協議事項

- (1) 議案第44号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第5号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)
- (2) 議案第45号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第6号 甲賀市立学校評議員の委嘱について)
- (3) 議案第46号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第10号 甲賀市適応支援サポーターの委嘱について)
- (4) 議案第47号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第2号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)
- (5) 議案第48号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第7号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)
- (6) 議案第49号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第3号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について)
- (7) 議案第50号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第8号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について)
- (8) 議案第51号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第4号 甲賀市少年補導委員の解嘱について)
- (9) 議案第52号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(臨時代理第9号 甲賀市少年補導委員の委嘱について)
- (10) 議案第53号 甲賀市指定無形文化財信楽焼の保持者の認定解除について

#### 4. その他、連絡事項など

- (1) 令和5年第6回(5月定例)甲賀市教育委員会について
- (2) 令和5年第6回甲賀市教育委員会委員協議会について

#### ◎教育委員会会議

[開会 午後2時00分]

次長(総務・管理担当) 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和5年第5回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長(総務・管理担当) ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 みなさん、こんにちは。

去る4月19日に、県内のトップを切って新茶の初摘みが行われました。コロナ禍で控えていた手摘みを4年ぶりに再開されました。茶の芽の成長が早く、寒暖差が大きくて味が期待できると事業者の方が話しておられました。しかしながら先週からの気温の低下で、お茶の芽の成長が止まっているとのお話もお聞きしました。二月の雪、三月の風、そして四月の雨が、五月の花を咲かせると言われているように、さわやかな香りとともに、新芽の成長を期待する4月末となりました。

本日は大変お忙しい中、令和5年第5回教育委員会定例会にご出席いただきありがとうございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は私にとって初めての定例会開催にあたり、改めて就任のあい

さつもさせていただきます。

4月3日に市長より任命書を受けて教育長に就任し、まもなく1か月を迎えようとしています。1年前に土山小学校にて校長再任用2年を終え、昨年は貴生川認定こども園にて、保育・幼児教育に携わりました。振り返れば学校教育課に、甲賀市誕生の平成16年から4年間課長補佐として、また希望ヶ丘小学校教頭の後、平成23年度から3年間は再度学校教育課教職員係で人事を担当し、4年目は課長として勤務をさせていただきました。かつてお世話になった市職員の方々が現在各部局の幹部として会議で同席することも多く、心強い限りです。その頃のことを思い出しつつ、また、当時仕えました教育長や、前任の教育長のお姿を思い起こしながら、日々職務に取り組んでいるところでございます。

甲賀教育はその底力というべき、美しい自然、誇るべき県や国、ユネスコの指定や登録を受けた歴史文化遺産と伝統産業、人と人との強い絆、各地域における豊かな文化と積極的なスポーツ活動、さらには保護者や地域の皆様の温かい支援など、甲賀教育を支えていただく強い基盤があります。これらの底力を生かしながら、未来を切り開く、次代を担う人づくりに邁進していきたくと存じます。

学校教育の現状に目を向けると、DX推進と学力向上、いじめや不登校をなくすこと、特別支援教育や外国人児童生徒教育の充実、安全・安心確保の徹底、学校施設の整備・学校規模の適正化など、取り組むべき喫緊の課題が数多くあります。現状と課題を的確に把握し、取り組みを進めてまいります。

教育委員会が所管しております、学校教育、社会教育、スポーツ、歴史文化財などのそれぞれの分野について、これまでの歩みをしっかりと踏まえ、さらに発展させ、市民の皆様の思いや願いに応えられる教育行政を進めていきます。これからも市民の皆様の声を聞き、国や県などの上部機関や関係機関、そして市行政の各部、この縦と横の緊密な連携を図りながら、よりよい対応を迅速に進めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、早いもので4月も残すところ一週間あまりとなりました。先日の委員協議会では、今年度の教育委員会事務局各課の主要事業および予算について説明を受け、時間を十分に設定できませんでしたが、教育委員の皆様から多くのご質問やご意見をいただいたところです。

4月12日（水）には、校長出席による学校経営等協議会、翌週の19日（水）には、教頭出席による校務運営等協議会を開催いたしました。それぞれの訓示において、まず、人そしてその出会いを大切にすること、やりがいと創造性を大切に教職員を育てることを伝えました。また、今年度具体的に進めるべきこととして、1点目は、DXを目指したICT教育の推進。さらに甲賀市版学力調査と連動したAIドリルの積極的活用をはかり、学力向上の数値目標を設定し、その効果を検証していきたいと思えます。2点目は、いじめへの対応で、早期（感知）発見、早期対応で、「子どもの命を守り切る」という強い決意で取り組んでいきます。3点目は不登校への対応で、安心して力を発揮できる居場所づくり、心の揺れの早期（感知）発見、早期対応と多様な居場所の活用等、一人ひとりへの丁寧な対応に努めます。そして、それを進めるにあたり教職員が大切にしたい力量について伝えました。いじめや不登校の効果的な対応には、深い児童・生徒理解が不可欠で、最も重要な力となります。教育研究者の樋口昇氏は、次の5つの力と5つの“みる視点”を挙げておられます。

1番は、子どもの背後にある心の声を「聞き取れる力」です。

2番は、「見定める力」です。何を考え、どのようなことに悩み、苦しみ、葛藤を持ち、どのような気持ちで、今、目の前で現象として表れている行動を取っているのか。そして、見定める目として、高いところから広く集団全体を「覧る」、細やかに観察してみて分析する「観る」、一人ひとりをいたわり、注意して視て知る「視る」、思いや願い、気持ちを認めて、不安を取り除く「診る」、思いや願いを感じ取り、見守る「看る」という5つの目を、見定める力として大事にしていくというものです。

3番目は、心の有り様を感じ取る「感じ取る力」、4番目は「語りかけ

る力」、感じ取ったものをその子の心に響くような言葉で伝え、耳を傾ける力です。

5番目は「共に歩む力」、信頼関係に基づく力です。

また、別の表現では、子どもを見る目として、細かく見る虫の目、流れを読む魚の目、俯瞰的にみる鳥の目、そして寄り添う心として、苦しさや辛さを感じる心、そういったものを教師自らが自分自身の中に持つことが必要だと述べておられます。

子どもへの対応はもちろんですが、保護者や市民の皆様へも、丁寧な見取り・聞き取り、そして親切な回答・対応を教育委員会事務局全体で心がけ、一人ひとりのニーズにお応えしていきたいと存じます。

松山教育長職務代理者様をはじめ、教育委員の皆様方のご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びに、今年度最初となります本日の定例会においては、様々な委員会の委員の委嘱・任命、解嘱・解任に関する案件が多く予定され、審議いただくこととなります。委員の皆様方の慎重な審議をお願いし、令和5年第5回教育委員会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。はじめに1. 会議録の承認（1）令和5年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）4月1日以降の教育長教育行政報告について、資料2の中から、以下の4件について報告いたします。

まず1点目は、4月11日（火）午前に行われました、甲賀農業協同組合様による、食育教材DVD「農業とわたしたちの暮らし」と子

ども向け雑誌「ちゃぐりん」の贈呈についてです。毎年「JAバンク食農教育応援事業」として小学校5年生全児童に冊子としていただいています食育教材は、DVDとともに「わたしたちの暮らしと農業のかかわり」「米や野菜ができるまで」「農業の昔と今、そして未来」などの内容でわかりやすく構成されています。特筆すべきことは、支援の必要な子どもたちへの特別な教材、シールを使った特別な学習が用意されていること、DVDが稲作の部分では2～3分ごとに編集され、使い勝手が非常に良い点、さらには、最近のドローンや無人の機械が活躍する今の農業スタイルの説明、そして夢を持たせる担い手の育成など、優れた教材として活用が十分期待されるものです。また、各小学校に年間を通じて毎月1冊贈呈いただく「ちゃぐりん」は、英語のChild、Agriculture、Greenを合成して名付けられた雑誌で、いのち・自然・食べ物・農業の大切さについて学ぶことができます。いずれも子どもたちの食育や環境教育、農業への理解を深める教材として活用させていただきます。

次に2点目は、4月22日（土）午前、碧水ホールで開催されました、令和5年度甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員功労者表彰式についてです。5年間にわたり、甲賀警察署少年補導員・甲賀市少年補導委員としてご活躍いただいております12名の方々に、甲賀警察署長・甲賀市教育委員会教育長連名による勤続功労者表彰を行いました。日頃から本市の青少年の非行防止と健全育成のために、それぞれのお立場から格段のご理解とご協力をいただき、見守り・寄り添い・支えながら、一つの居場所として青少年に携わってくださることに對して、私からも敬意と感謝の言葉を述べさせていただきました。ただ、警察署長のあいさつの中で、「私たちが目や心を配るのは、現実の世界だけでなく、バーチャルの世界にも必要となってきた」との言葉が強く印象に残り、学校でもその対応について今後の課題になっていくことが懸念されるところです。

3点目は、4月22日（土）午前に水口スポーツの森陸上競技場で開催された、甲賀市フライングディスク市民交流大会です。この種目

は、2025年の障スポの種目として、甲賀市で実施されるもので、直径20～25cmのプラスチック製ディスクを投げて競います。直径90cmほどのゴールに向かって、5m・7m離れて場所から10回投げ、その通過回数で競う種目と3回投げてその飛距離を競う種目とがあります。老若男女、30名ほどの参加者が楽しんでいました。大人の部の競技は、県のフライングディスク協会の方に協力いただいて運営されていました。また、子どもの部では、NPO法人夢の学習の協力により、教室と簡単なゲームが行われていました。思わぬ風の影響でゲームが動く予想のできない楽しさも感じながら、運営面で協会や主催団体が大人の大会を実施する中で、実施できない子どもの教室や種目をカバーして活動できる夢の学習のあるべき有効な姿を見たように思いました。

4点目は、瀧樹神社のケンケト踊りについてです。ご存じの通り令和4年11月30日に「風流踊り」全国41件の一つとして、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。それを受けて、懸垂幕の設置や看板の改修、土山歴史民俗資料館での記念パネル展などが行われてきています。

前野・岩室・徳原地域が、1年ごとに順に担当し、5月3日の春祭りで踊りを披露するものです。22日（土）の夜は、前野公民館で、保存会の方、前野地域の方、踊り手の小学生の保護者など、30名ほどが集まって、子どもたちの踊りの練習会が開かれました。国の支援を受けて保存会では、衣装を新調し、シャガマ（冠）用の鳥の羽も購入されて、練習にも一層熱が入りました。

練習の合間に、お話を聞かせていただくと、それぞれの地域では、踊り手の小学生が減少していることを心配されておられました。地域の貴重な文化財の継続には、ぜひ小学校も地域学として取り上げ、その継承の一端を担ってほしいと思います。ユネスコ登録後、初めての開催となる今年のケンケト踊り。多くの観客の来場を期待しつつも、駐車場等の準備や観客への対応等、予想できる事態への対応が必要であると思っております。

以上、4月分教育長教育行政報告といたします。

いま述べさせていただいた4月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 11日の甲賀農業協同組合食育教材寄贈受領に興味があります。

今、子どもたちの成長を見るときにいろいろな生活上、不登校など色々な問題がありますが、食べるということは本当に原点だと思っています。そこに子どもの意識、学校の意識だけではなく、保護者の意識も大切だと思うのですが、保護者向けのPRなど考えておられることはありますでしょうか。

教育長 今回、寄贈いただいた中には、直接関わるものはなかったのですが、「ちゃぐりん」という冊子の中で一読いただければよいなという部分が含まれております。

ただ、本当におっしゃるように活用についてPTAの総会や保護者会のときなど保護者への啓発には十分有効だと思っています。

野口委員 欠食の児童生徒も、この甲賀市内には一定いることを聞いておりますので、親の意識というのが非常に大事だと思うので積極的に活用していただければありがたいです。

教育長 はい、ありがとうございます。  
他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の4月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和5年度教育委員会事務局組織体制について、資料3に基づき報告を求めます。

次長(総務・管理担当) それでは、報告事項(2) 令和5年度教育委員会事務局組織体制につきまして報告いたします。タブレットの資料3をお開け願います。

表につきましては、令和5年4月1日現在の組織体制をお示ししています。教育長の元、教育部長、次長1名増員の4名、理事員、各課室の組織体制でございます。

本年度は、全体的な組織の改編はございませんが、不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を支援するにあたり、子どもの取り組み状況や心理状態を把握し、不安を十分に理解したうえでサポートする必要があることから、学校現場との連携を強化するため、こども政策部発達支援課の適応指導教室の所管を学校教育課に移管したところでございます。

なお、体制詳細につきましては、資料にお示しの通りであります。

以上、令和5年度教育委員会事務局組織体制につきましての報告といたします。

教育長            それではただ今の（2）令和5年度教育委員会事務局組織体制について、何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員            一点、お教えいただきたいです。社会教育スポーツ課に人権教育係というのがございます。合併時から人権教育室があつて、一方で市民環境部にも人権推進課がありますが、こういった連携、役割分担がなされているか簡単に教えてください。

次長（社会教育担当）    人権教育については社会教育の一環ということで社会教育スポーツ課の中で役割を担っています。ただ、人権教育の事務については、市民環境部長に事務委任をしております。そこで人権政策と人権教育を一体的に事業をしているということで、市民環境部でやっていたというものが事務の進め方と考え方です。ただ、根本にあります社会教育の部分については、連携を図っていきながら進めているところです。

野口委員            人権政策としてはその行動で市民環境部が統括をしながら、時にはその内容に応じては、社会教育スポーツ課が連携するというのでしょうか。

次長（社会教育担当）    教育施策はあくまで社会教育施策の一環ですので教育委員会の権限の中から外れないですが、行政事務として、市民環境部に委任しているところです。あと人権に関わるいろんな対策であるというか、いわゆる行政施策の部分は市民環境部になっております。その行政施策と教育と連携をさせていくことによって、人権に対する取組

意識を高めていくという考え方の中での組織体制ということです。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の(2)令和5年度教育委員会事務局組織体制については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3)市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係者のみの出席とし、非公開とします。

(非公開)

教育長 それでは、再開させていただきます。

続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。(1)議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)、資料5に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)その提案理由を申し上げます。

甲賀市教育支援委員会委員については、甲賀市附属機関設置条例第2条第2項に基づき、教育委員会が委嘱又は任命することになっております。

同委員会は、甲賀市における特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、調査及び適切な就学方法等についての審議を行い、その結果を答申するものです。そのため、委員には専門的知識や学識経験が必要となります。また、甲賀市教育支援委員会委員は、年度途中の転入児童生徒についても、教育委員会からの諮問に応じて調査や審議を行い、教育的支援の在り方や望ましい就学先等を明らかにして答申を行うために、4月1日から委嘱する必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。同職の任期は、令和5年4月1日から

令和6年3月31日までとしています。

以上、議案第44号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第44号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第44号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(2) 議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市立学校評議員の委嘱について）、資料6に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市立学校評議員の委嘱について）その提案理由を申し上げます。

令和5年3月に議決いただいた甲賀市立学校評議員に加え、多羅尾小学校より2名、城山中学校より1名の学校評議員について、別紙のとおり学校長から推薦がありましたので、甲賀市立学校評議員設置要綱第2条の規定に基づき、教育委員会が学校評議員の委嘱を行うものです。

また、学校評議員は4月1日から置く必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがあります。

同職の任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

以上、議案第45号臨時代理につき承認を求めることについて（臨

時代理第6号甲賀市立学校評議員の委嘱に ついて)の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第45号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

池田委員 　　一点質問をさせていただきます。今、学校を取り巻く学校運営の仕組みでコミュニティスクールをはじめ非常に複雑になっておりまして、我々でも本当に完全に概要を把握するのは難しい状況かと思えます。それが一番、当然市民にとっても難解な部分であろうかと思えますが、学校運営協議会、コミュニティスクールという合議体が新しく発足してきている中で、同様に、学校運営に対して意見をするという学校評議員という役割が存在するという事で、このすみ分けであったりとか、今後、どのように並走していくのか少しわかりやすく説明をいただけたらと思えます。

次長（学校教育担当） お尋ねの学校評議員は、これまでコミュニティスクールが発足するまではすべての学校において設置義務がありましたので、甲賀市におきましても27小中学校全部に学校評議員を置いておりました。甲賀市もコミュニティスクールの導入が始まり、コミュニティスクールが発足した学校につきましては、学校評議員を置かないということで移行しております。今後もそのような形で随時コミュニティスクールが増えていく方向に移行していくことになってきます。

教育長 　　学校評議員は校長が提案した内容について意見を言う側なんですけど、コミュニティスクールの学校運営協議会は、意見を言うだけではなくて、その学校が考えた方策や教育目標なりを承認するという力があって、より力がある組織になっています。すでにコミュニティスクールなどが立ち上がっているところには、今話したように、移行しているという状況にあります。

教育長 　　他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　　それでは、議案第45号について、承認することとしてご異議はご

ございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(3)議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市適応支援サポーターの委嘱について)、資料7に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市適応支援サポーターの委嘱について)、その提案理由を申し上げます。

令和5年度から適応指導教室の所管が学校教育課となったことから、新たに甲賀市適応支援サポーターとして委嘱するものです。

新学期の始まりにあわせてサポーターとして活動していただく必要があることから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

同職の任期については令和5年4月10日から令和6年3月31日までとしています。

以上、議案第46号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市適応支援サポーターの委嘱について)の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第46号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 適応指導教室が教育委員会の所管になったということは非常に大事だと思っておりますが、このサポーターの方は以前のところでもサポートというシステムがあったのかどうか。そして、今度新しい体制のもとで適応指導教室におられる職員の立場ですが、どのような立場で関わられるのでしょうか。毎日来られるのか、その職員の条件によって違うのか、その辺りを教えてください。

学校教育課長 名簿にもあります4名の方を委嘱させていただきます。今年からと

いうわけではなく、長い方でしたら6年目の方もいらっしゃいますし、3年目の方もいらっしゃるということで、それぞれ以前から教室に関わりをいただいている方でございます。この4人につきましては、毎日みなさんに来ていただくというわけではなく、曜日によって中学生そして小学生の日がございますので、それぞれ今までの勤務シフトでいきますと週に一人1日ないしは2日、教室に来ていただいてサポートしていただいているような状況でございます。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第46号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(4)議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第2号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)、及び(5)議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)は関連がありますので、併せて資料8および資料9に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第2号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)、及び議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第47号につきましては、甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命しております甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員については、スポーツ推進に係りのある機関の代表者の異動によるもので、令和5年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による解嘱又は解任をしましたことから、これを報告し承認

を求めるものです。

また、議案第48号につきましては、令和5年3月31日付けの解嘱又は解任により新たに委員を甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱又は任命するものです。

委嘱又は任命する委員は別紙のとおりです。任期は、令和5年11月30日までの前任者の残任期間であり、委員の活動の必要性から甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による委嘱又は任命をしたことから、これを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第47号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）、および議案第48号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第47号、48号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第47号、48号について承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（6）議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について）、及び（7）議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について）は関連がありますので、併せて資料10および資料11に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 　　議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について）、および

議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第49号につきましては、甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定により委嘱しております少年センター協議会委員のうち、別紙の委員について代表者の異動があったことから、令和5年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による解嘱をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第50号につきましては、令和5年3月31日付けで解嘱しました委員の選出母体から、別紙記載の2名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による委嘱をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、令和5年9月30日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について）、および議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第49号、50号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第49号、50号について承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（8）議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市少年補導委員の解嘱について）、及び（9）議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第

9号甲賀市少年補導委員の委嘱について）は関連がありますので、併せて資料12および資料13に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市少年補導委員の解嘱について）、および議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市少年補導委員の委嘱について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第51号につきましては、甲賀市少年センター条例施行規則第7条第2項の規定により委嘱しております甲賀市少年補導委員のうち、別紙の委員につきましては、令和5年3月31日付でご本人より辞職の申し出がありましたことから、同日付で甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による解嘱をいたしましたことから、これを報告し承認を求めます。

また、議案第52号につきましては、後任の委員選出に伴い、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、令和5年4月1日付で別紙の委員を臨時代理による委嘱をいたしましたことから、これを報告し承認を求めます。

なお、甲賀市少年補導委員の委嘱につきましては、甲賀警察署少年補導員を兼ねております。

任期は、令和6年3月31日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市少年補導委員の解嘱について）、および議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市少年補導委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第51号、52号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第51号、52号について承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(10)議案第53号甲賀市指定無形文化財信楽焼の保持者の認定解除について資料14に基づき説明を求めます。

歴史文化財課長 議案第53号甲賀市指定無形文化財信楽焼の保持者の認定解除について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市指定無形文化財信楽焼の保持者でございます大西忠左氏が令和5年2月8日に逝去されました。それをうけまして、甲賀市文化財保護条例第26条第7項に規定より、解除することにつきご承認をいただき、併せて告示を行うものです。

大西氏は平成2年11月3日に保持者に認定され、小物ロクロの技を受け継ぎ、機能性に優れたユーモアに富む独自の作風を確立され、その精巧なロクロと焼成の技術は、高く評価され、信楽焼の技術や芸術性の向上に寄与いただきました。

以上、議案第53号甲賀市指定無形文化財信楽焼の保持者の認定解除についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第53号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第53号について決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 令和5年第6回(5月定例)甲賀市教育委員会について、(2) 令和5年第6回甲賀市教育委員会委員協議会について、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長 (1) 令和5年第6回(5月定例)甲賀市教育委員会につきましては、令和5年5月24日(水)午後2時から、(2) 令和5年第6回甲

賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和5年5月10日(水)午後2時から開催させていただきます。なお委員協議会のテーマは調整中でございます。

どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

教育長 　　ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

　　(全委員 質問等なし)

教育長 　　それでは、以上をもちまして、令和5年第5回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会 午後 3時 5分]